

Q & A ネット社会を生きるためのやさしい著作権

第1回

西村あさひ法律事務所 弁護士 寺田 光邦

近年は、著作物のデジタル化やインターネットの普及により、誰しもが容易に又は知らずに著作権を侵害する危険性が高まっている時代であり、まずは生徒へ指導を行う先生方が手本としてしっかりとした知識を持つことが重要です。しかしながら、多忙な先生方が、著作権法を詳細に理解するための時間を割くことも困難です。

そこで、本稿より全3回にわたって、Q&A形式で、なるべくわかりやすく、著作権法について解説します。

今回は、原則として、どのような場合に著作権者の許諾が必要となるかを先生方にご理解頂くという観点から、著作権法の一部を解説します（なお、著作権法には、教育現場を想定した例外的規定等もございますが、次回以降に譲りたいと思います）。

本稿においては、以下の問いを考えてみます。

Q 生徒が書いた作文や絵を、学校のホームページに掲載したいと思います。このような場合、生徒の許諾が必要でしょうか。

この問いにまず簡潔に回答させていただきますと、原則として、「①著作物を、②著作者等の権利を害する行為で利用する場合」には、著作権者の許諾が必要となります。許諾の要否についての一つの指針にもなると思われしますので、この点を是非おさえて頂ければと思います。

以下、この問いを細かい問いに分けて検討していきます。

1. ①著作物とは

Q-1 子どもが書いた作文や絵であっても著作権法によって保護されるのですか。

著作権法上、「著作物」とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又

は音楽の範囲に属するもの」(2条1項1号)をいい、著作権法の保護の対象となっております。この「思想又は感情を創作的に表現」とは、人の考えや気持ちが表現されていれば良いと考えられており、高尚な表現であったり、独創的な表現であったりする必要はありません。

よって、子どもが書いた作文や絵も「著作物」として、著作権法の保護の対象となります。

なお、「著作物」であるか否かは、公表されているものか否かとは関係がありませんので、例えば、インターネット上で公表されているブログも、「著作物」として著作権法の保護の対象となりえます。また、著作物の例としては、小説、音楽、舞踏、絵画、建築、地図、映画、写真、プログラム、(一定の要件を満たした)データベース等があります(10条1項、12条の2)。

2. ②著作者等の権利について

(1) 著作者

Q-2(1) 子どもが著作者となることができるのですか。

著作者とは、「著作物を創作する者」をいいます(2条1項2号)。プロか素人かといったことは関係がありませんので、子どもが絵を描けば、その子どもが著作者です。著作物の創作者である必要がありますので、資料やアイデアを提供しただけの人や、経費を負担しただけの人は著作者とはいえません。

また、例外的に、①法人等の発意に基づいて、②その法人等の従事者が職務上作成し(プログラムの著作物を除く)、③その法人等が自己名義で公表した著作物については、④作成時の契約や勤務規則等に別段の定めがない限り、その法人等が著作者となります(15条、法人著作)。新聞記事等が法人著作の典型例(新聞社が著作者となります)ですが、先

著作権について

支分権の名称	権利の内容
①複製権	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画などの方法によって有形的に再製する権利
②上演権・演奏権	著作物を公に上演（演劇等）したり、演奏（歌唱等）したりする権利
③上映権	著作物を公に上映する権利
④公衆送信権・公衆伝達権	著作物を自動公衆送信（インターネット送信）したり、放送したり、有線放送したり、また、それらの公衆送信された著作物を受信装置を使って公に伝達する権利
⑤口述権	言語の著作物を公に口述する（朗読等の方法により口頭で伝える）権利
⑥展示権	美術の著作物又は未発行の写真著作物の原作品を公に展示する権利
⑦頒布権	映画の著作物の複製物を頒布（譲渡又は貸与）する権利
⑧譲渡権	（映画以外の）著作物の原作品又は複製物を公衆へ譲渡する権利
⑨貸与権	（映画以外の）著作物の複製物を公衆へ貸与する権利
⑩翻訳権・翻案権	著作物を翻訳、編曲、変形、翻案等（二次的著作物を創作）する権利
⑪二次的著作物の利用権	自分の著作物を原作品とする二次的著作物を利用することについて、二次的著作物の著作権者が持つものと同じ権利

生方が職務上作成した著作物についても、上記の要件を満たせば、学校が著作者となります。

（２）著作者の有する権利の内容

Q-2 (2) 著作者は、どのような権利を有するのですか。

著作物を創作した場合、その著作物を創作した著作者は、何らの手続を経ることなく、「著作権」と「著作者人格権」という権利を有します（17条）。

ア 著作権について

「著作権」とは、著作者がその著作物の利用について有している財産的利益の保護を目的とする権利であり、上の表に掲げられた権利（支分権）により構成されております。

例えば、冒頭の問いを例とするならば、著作物をホームページに掲載する行為は、④公衆送信権を有する者のみが行えます。

イ 著作者人格権について

「著作者人格権」とは、著作者が自己の著作物に対して有する人格的・精神的利益を保護する権利です。簡単に言うならば、著作者が自己の著作物に有している「こだわり」を保護していると言っても良いかもしれません。

著作者だけが持っている権利であり、譲渡をすることはできませんし、相続の対象にもなりません。

具体的には、①公表権（未公表の著作物を無断で公表されない権利）、②氏名表示権（著作物への氏名の表示を決定できる権利）及び③同一性保持権

（著作物の内容と題号を勝手に改変されない権利）の3つの権利があります。

例えば、冒頭の問いを例とするならば、著作者は①公表権を有しますので、著作者に無断で未公表の著作物をホームページに掲載することはできません。

3. まとめ

以上のまとめとして、冒頭の問いに改めて回答させていただきますと、①生徒が書いた作文や絵は著作物であり、②著作物である生徒の作文や絵を無断で学校のホームページに掲載する事は、著作者である生徒の有する著作権（④公衆送信権）（及び、未公表の場合、著作者人格権（①公表権））を害する行為となります。よって、生徒から許諾を得ることが必要となります。

原則として、「①著作物を、②著作者等の権利を害する行為で利用する場合」には、著作権者の許諾が必要となる、という事をおわかり頂けたかと思います。次回以降は、各種の著作権法上の例外規定についてもご説明させていただきます。